**特別徴収税額の納期の特例に関する申請書**

 ※印の欄には、申請者は記入しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 指定番号  |
|  |  　　　　　年　　月　　日 呉　市　長　様住所又は所在地 |
|  |  |  |
| 氏名又は名称及び 　　 　　代表者氏名 |
|  | 法人番号

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

 |  |
|  　　　電話 |
|  |  |  |
|  呉市税条例第３３条の５の２及び第３６条の７の２の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認してください。 |
|  特例の適用を受けようとする税額 | 　年　月以降の特別徴収税額 　 　 円 |
|  申請の日前６か月間の各月末の 給与の支払いを受ける者の人員 及び各月の支払金額。(賞与等の臨時給与の金額も含む｡) | 年 | 月分 | 常時勤務者 | 臨時勤務者 |
| 人員 | 給 与 額 | 人員 | 給 与 額 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  （イ）現に市税の滞納があり，又は最近において著しい納付遅延の事実がある 　場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由　（ロ）申請の日前１か年以内に納期の特例についてその承認を取り消されたこ　　　　とがある場合には，その年月日 |  |
|  ※ 　　　　年　　月　　日　調査 　・雇用人員 　・納税関係 　・その他 |
|  ※　処理 承　認 ・　却　下 | 却下の理由 |

**申請についての注意事項**

　　１　この申請書は，地方税法第３２１条の５の２に規定する特別徴収税額の納期

特例の適用を受けようとする場合に使用します。

２　この特例を受けることのできる特別徴収義務者は，給与の支払いを受ける者

　　（呉市に居住する者のみでなく，当該事務所等全体で）が常時１０人未満である

 ものに限られます。

 （注）「常時１０人未満」というのは，常に１０人に満たないということであ

　　　　　り，多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には，

 その人数をのぞいた人数が１０人未満であればこれに該当します。

 ３　２に該当する特別徴収義務者が，この特例の規定の適用を受けようと

　　　する場合には市長に申請しその承認を受けなければなりません。

　　　　なお，市税について著しい納期遅延がある場合は，この特例の承認を受けら

　　　れないことがあります。

　　４　この特例の承認を受けた場合には，６月から１１月まで及び１２月から翌年

　　　５月までの各期間（当該各期間の内，その承認を受けた日の属する期間につい

　　　ては，その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等に

　　　おいて支払った給与について徴収した特別徴収税額を，当該各期間に属する最

終月の翌月１０日までに納入することができます。

　　５　納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は，給与の支払いを受ける

　　　者が常時１０人以上となった場合には，その旨を遅滞なく市長に届け出なけれ

　　　ばなりません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　お問合せ先・提出先

〒737-8501

広島県呉市中央４丁目１番６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　呉市財務部市民税課個人市民税グループ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：(0823)25-3196・3197